

河内長野市軽スポーツ協会規約

第1章 名称・目的・事業

- 第1条 当協会は、「河内長野市軽スポーツ協会」と称する。事務局は会長宅におく。
- 第2条 当協会は、「体力および健康の維持・増進を目的とする。
- 第3条 当協会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条 当協会は、軽スポーツ愛好者のクラブ団体(以下クラブという)で構成する。

第2章 組織および会議

- 第5条 当協会の組織は、役員総会、理事会、常任理事会、専門委員会の会議体で構成する。
- 第6条 役員総会は、第11条の役員と会計監査および各クラブ代表者で構成する。
2. 役員総会は会長が招集し、予算・決算及び会務を報告し、審議し決定する。
3. 役員総会は会長が議長となる。
- 第7条 理事会は、会長が必要と認めた時招集する。
2. 理事会は、当協会の運営方針など、重要事項について審議し決定する。
3. 理事会は、常任理事・理事で構成する。
会長が必要と認めた時は、構成員以外の人出席を要請し意見を聞くことができる。
- 第8条 常任理事会は、会長が招集し、理事会から付託された事項を審議・議決業務を執行する。
2. 常任理事会は、会長・副会長・書記・会計で構成する。
会長が必要と認めた時は、構成員以外の人出席を要請し意見を聞くことができる。
- 第9条 専門委員会は、理事会の決定をもって設置する。
2. 専門委員会(以下委員会という)は、専門委員で構成する。
3. 委員会は、委員長が招集し、理事会の決定事項について具体的な検討を行い、実施する。
- 第10条 各会議は、その構成員の過半数(但し委任状を含む)の出席があれば成立し議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第3章 役員および任務

第11条 当協会は以下の役員をおく。

常任理事 会長一1名 副会長一若干名
書記一若干名 会計一1名
理事 若干名
専門委員長 若干名
相談役・顧問一若干名

第12条 理事は、役員総会において推薦する。

第13条 会長・副会長は理事会において推薦する。

2. 会長は、協会の運営および活動の全般を把握し、協議調整する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第14条 書記・会計は理事会において互選する。

2. 書記は、当協会の記録事務を処理する。
3. 会計は、当協会の会計を処理する。

第15条 専門委員は各クラブより選出し、これを会長が委嘱する。

2. 各委員会は委員長1名、副委員長若干名を選出する。
3. 理事はいずれかの専門委員会に属する。

第16条 相談役および顧問は、理事会が推薦し会長が委嘱する。

2. 相談役および顧問は会長の諮問に応じ、常任理事会および理事会から要請がある時は、これに出席して意見を述べることができる。

第17条 第11条の役員以外に会計監査を1名おく。

2. 会計監査は理事会において推薦し、これを会長が委嘱する。
3. 会計監査は当協会の会計事務を監査する。

第18条 役員および各専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会計

- 第19条 当協会運営を円滑にするために次の事項を定める。
経費は会費・助成金・その他の収入を充てる。
2. 入会に際して入会金(¥1,000)を徴収する。
 3. 登録金1クラブ年間(¥2,000)を年度始めに納入する。
 4. 途中登録の場合も同額とする。

第5章 入会・退会

- 第20条 当協会の加入を希望するクラブは、その理由を附して入会届けを提出するとともに入会金を前納し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第21条 当協会を退会すときは、その理由を附して退会届を提出しなければならない。また、1年以上会費を滞納したときは、退会したものとみなす。

第6章 付 則

- 第22条 本規約は平成元年4月1日より施行する。
平成13年5月21日一部改正
平成14年6月21日一部改正
平成19年4月19日一部改正
平成21年4月9日一部改正

河内長野市軽スポーツ協会 弔慰関係申合せ事項

- ・ 現役の役員が死亡した場合は、『河内長野市軽スポーツ協会』名にて弔電を打つ事とする。
※但し、現役の役員以外でも長年に渡り当協会への功労者等と、会長あるいは四役が必要と認めた場合は、それに準ずる。
- ・ 上記の申合せ事項については、平成19年4月19日より施行する。